

DIACERT-PLUS サービス利用規約(利用者同意書)

2018年07月02日版

**第1条 (総則)**

1. 「DIACERT-PLUS サービス利用規約」(以下、「本規約」という。)は、三菱電機インフォメーションネットワーク株式会社(以下、「当社」という。)が提供する「DIACERT-PLUS サービス」(以下、「本サービス」という。)の利用に関して定めたものです。
2. 本サービスは、電子入札、電子調達、電子申請等において使用することができる「DIACERT-PLUS 電子証明書」(以下、「利用者証明書」という。)を発行するサービスです。
3. 「DIACERT-PLUS 認証局運用規程」(CPS: Certification Practice Statement、以下、「CPS」という。)及び本規約は、本サービスの変更に伴い変更される場合があります。

**第2条 (サービス内容)**

1. 当社が運用する DIACERT-PLUS 認証局(以下、「本認証局」という。)は、利用者からの申込みにより利用者証明書を発行します。本サービスでは下記の利用者証明書を取り扱います。
  - ・DIACERT-PLUS(電子入札用電子証明書)
2. 本認証局は、CPS 及び本規約に同意した企業等の同意を得て申込み利用者に対して、利用者公開鍵(利用者署名検証符号)及び利用者秘密鍵(利用者署名符号)を生成し、利用者証明書とともに電子証明書格納媒体(IC カード)に格納します。同時に、利用者識別のための「Personal Identification Number」(利用者証明書を利用するための暗証番号、以下、「PIN」という。)を発行し、電子証明書格納媒体の保有者が、本認証局の認証した利用者本人であることを保証します。
3. 利用者証明書は、下記の用途においてのみ利用できるものとします。
  - ・電子入札コアシステム等の政府・地方自治体が実施する電子入札(電子調達を含む)及び電子申請の電子署名の用途

**第3条 (利用者の義務)**

1. 利用者証明書の利用に際しては CPS 及び本規約に同意し、遵守するとともに、CPS 及び本規約に記載の用途でのみ利用者証明書を利用しなければなりません。
2. 利用者証明書の利用申込に際しては、利用者が所属する企業等の同意を得なければなりません。
3. 利用者証明書の利用申込みに際しては、利用者本人が正確な申込み内容を本認証局に提出しなければなりません。虚偽の申込みをして利用者について不実の証明をさせた者は、「電子署名及び認証業務に関する法律」(平成12年5月31日法律第102号、以下、「電子署名法」

- という。)第41条により罰せられます。
4. 日本に居住する外国人の利用者は、在留期間が満了した場合は、本認証局に遅滞なく利用者証明書の失効申請を行わなければなりません。
  5. 利用者は、電子署名が自署や押印に相当する法的効果を認められ得るものであることを承知しなければなりません。利用者は、本サービスによって発行された利用者証明書に対応する秘密鍵とそれに対応する PIN を、十分に注意して管理し、秘匿し続けなければなりません。
  6. 利用者は、電子証明書の受領時に利用者証明書の記載事項、有効性等を確認し、記載事項に誤りがあった場合には、直ちに本認証局へ連絡をしなければなりません。
  7. 利用者は、発行された利用者証明書が危殆化(「利用者証明書の秘密鍵が盗難、漏洩などにより他人によって使用され得る状態になること」以下、同様)又は危殆化の恐れがある場合、本認証局に遅滞なく利用者証明書の失効申請を行わなければなりません。また利用者証明書に記載されている事項に変更が生じた場合、もしくは利用者証明書の利用を中止する場合においても、遅滞なく利用者証明書の失効申請を行わなければなりません。
  8. 本認証局は、利用者が使用する電子署名アルゴリズムとして、法令で定めるアルゴリズムのうち、SHA1withRSA、SHA256withRSA、SHA384withRSA 又は、SHA512withRSA を指定します。利用者は本認証局が指定する電子署名アルゴリズムを使用しなければなりません。
  9. 利用者は、署名検証者が利用者証明書を利用することに関し本認証局は責任を負わないことを、承知しなければなりません。
  10. 利用者はリポトリを随時閲覧し、本サービスに関する情報を適宜取得しなくてはなりません。
  11. 利用者は、利用者が所属する企業等が当該利用者証明書の失効を本認証局に依頼し、本認証局が当該利用者証明書を失効させる場合があることに同意しなければなりません。

#### 第4条 (利用者証明書の新規利用申込み手続)

1. 利用申込者は DIACERT-PLUS 利用申込書(もしくは電子入札コアシステム用電子証明書利用申込書)(以下、「利用申込書」)に必要事項を記入し、利用者本人が市区町村に登録した印鑑(以下、「実印」という。)を押印します。さらに利用者が所属する企業等代表者印又は、利用者が所属する企業等代表者個人の印(利用者の所属する企業等が、商業登記されていない個人事業主の場合)を押印します。また利用者証明書の受取を受取代理人に委任する場合は、受取代理人本人の実印を押印します。なお利用申込者の住所は、住民票の写し、住民票記載事項証明書又は、広域交付住民票に記載されている住所と一致していなければなりません。
2. 利用申込者は、CPS 及び本規約の内容を十分に理解し、CPS 及び本規約に同意しなければなりません。また、利用者は、利用者証明書に下記のとおり情報が記載されることについて承諾しなければなりません。

申込書記載事項の利用者氏名(ローマ字表記を含む)、利用者住所(希望する場合のみ、ローマ字表記)、会社名(商号・名称)、会社住所(本店)、が利用者証明書に記載されることについて

て承諾しなければなりません。ただし、利用者は利用者氏名に旧姓の記載を求めることができません。その場合、「DIACERT-PLUS 旧姓利用申込書」を提出する必要があります。「DIACERT-PLUS 旧姓利用申込書」はDIACERT-PLUSサービスのホームページからダウンロード、もしくは郵送で利用者に送付します。また、利用者が所属する企業等に法人番号がある場合は、法人番号が利用者証明書に記載されることについて承諾しなければなりません。但し、利用者が所属する企業等の法人番号を本認証局が確認できない場合は、法人番号は利用者証明書に記載されません。利用者の所属する企業等が、商業登記されていない個人事業主の場合には、利用者は会社名(商号・名称)、会社住所(本店)、法人番号が利用者証明書に記載されないことについて承諾しなければなりません。

3. 日本に居住する外国人の場合は、利用者証明書に記載される利用者氏名(ローマ字表記を含む)として住民票の写し、住民票記載事項証明書又は、広域交付住民票で証明されている氏名(以下、「本名」という。)又は、通称名のどちらか一方の記載を求められます。このため、本認証局は利用申込書の氏名欄に記入されている利用者氏名が通称名で記入されていれば利用者証明書に通称名での記載を求めたものとして扱い、利用申込書の氏名欄に記入されている利用者氏名が本名で記入されていれば、利用者証明書に本名での記載を求めたものとして扱います。
4. 利用申込者は、CPS 及び本規約に同意し、本認証局が定める手続きに従い利用申込書と共に所定の必要書類を同封して、本認証局の申込窓口への書類郵送、もしくは書類提出により、利用申込みを行います。
5. 利用申込みの際に住民票の写しを提出する場合は、必ず個人番号(マイナンバー)を省略した住民票の写しを提出する必要があります。個人番号(マイナンバー)が掲載された住民票の写しを提出した場合、申込者は提出した住民票の写しの個人番号(マイナンバー)が掲載された箇所を本認証局にて墨塗りで消去することに承諾しなければなりません。
6. DIACERT-PLUS の申込みに際しては利用申込者が所属する企業等代表者は、利用者の所属する当該企業等の情報が、利用者証明書に記載されることについて承諾しなければなりません(利用申込者が所属する企業等が商業登記されていない個人事業主の場合は、この限りではありません)。
7. 本サービスで使用する文字は JIS 第 1 水準及び第 2 水準にて規定される文字で、これに規定されていない文字は、カナで入力することについて承諾しなければなりません。さらに、住民票の写し、住民票記載事項証明書又は、広域交付住民票に記載されている文字が旧字体等の理由から、電子証明書に記載される漢字を本認証局にて置き換える場合、「誤字俗字・正字一覧表(平成 16 年 10 月 14 日付け法務省民一第 2842 号民事局長通達)」等にしがたって置き換えられることを承諾しなければなりません。
8. 本認証局は、利用者証明書の有効期間が満了する前の本認証局指定期日までに、有効期間が切れる旨の通知とともに過去の本サービス、並びに「電子入札コアシステム用電子認証サービス」への申込み内容に基づいて情報を印字した申込書等を連絡先担当者宛に送付し、過去の申込みに際して住民票の写し、住民票記載事項証明書又は、広域交付住民票に記載されて

いる文字が旧字体等の理由から、電子証明書に記載される漢字を本認証局にて置き換えている場合、当社から送付する利用申込書に置き換えられた漢字が印字されることを承諾しなければなりません。さらに、置き換えられた漢字により住民票の写し、住民票記載事項証明書又は、広域交付住民票との真偽確認が実施されることを承諾しなければなりません。また、真偽確認の際には、置き換えられた漢字が「誤字俗字・正字一覧表(平成 16 年 10 月 14 日付け法務省民一第 2842 号民事局長通達)」等にしながら住民票の写し、住民票記載事項証明書又は、広域交付住民票に記載されている漢字の正字であることを確認されることを承諾しなければなりません。

9. 利用申込者は、利用申込書作成支援システム(<https://wizard.diacert.jp/default.aspx>)により利用申込書を作成した場合、旧字体等のシステムが出力することのできない漢字はすべて正字に置き換えることを承諾しなければなりません。さらに、置き換えられた漢字により、住民票の写し、住民票記載事項証明書又は、広域交付住民票との真偽確認が実施されることを承諾しなければなりません。また、真偽確認の際には、置き換えた漢字が「誤字俗字・正字一覧表(平成 16 年 10 月 14 日付け法務省民一第 2842 号民事局長通達)」等にしながら住民票の写し、住民票記載事項証明書又は、広域交付住民票に記載されている漢字の正字であることを確認されることを承諾しなければなりません。

## 第 5 条 (証明書の発行手数料と支払方法)

1. 利用申込者もしくは企業等は、証明書の発行手数料として、別途定める金額を所定の方法で指定する期日までに本認証局に支払うものとします。
2. 指定する期日までに支払いがない場合、本認証局は利用者への事前通知なしに、発行済の証明書を失効させることができるものとします。
3. 本認証局は、利用申込みを受付けた以降において、原則受理した発行手数料は返金しないものとします。

## 第 6 条 (証明書の利用申込み審査)

1. 本認証局は、受理した書類を所定の手続に従い審査して、問題が無いことの確認をもって、利用申込者を利用者として位置付け、利用者証明書の発行手続を開始します。
2. 受理した書類に不備があった場合には、本認証局は、郵送等の手段により利用申込者に問題点を通知します。利用申込者は、本認証局の要求に従い問題点を解決し、不備のあった書類を通知後 20 日以内に訂正あるいは再提出しなければなりません。さらに、本認証局の審査の結果、利用者証明書の発行ができないと判断した場合、不受理理由とその旨を所定の方法により通知します。

## 第7条（証明書の発行）

1. 本認証局は、利用申込者の申込み内容に応じて利用者証明書を発行し、電子証明書格納媒体(ICカード)に格納して利用者に提供します。
2. 利用者は、利用者証明書ならびに電子証明書格納媒体の一切の管理義務を負うものとします。利用者証明書の削除、電子証明書格納媒体の紛失および盗難があった場合、当社で利用者証明書を再発行することはできません。
3. 電子証明書格納媒体には、利用者証明書の他に、利用者秘密鍵が格納されます。認証局で生成した利用者秘密鍵は、電子証明書格納媒体に格納した後、認証設備等から完全に削除されます。
4. 本認証局は、電子証明書格納媒体および PIN を安全に利用者に提供するために、「本人限定受取郵便(基本型)」を使って利用者の住所に電子証明書格納媒体と PIN を郵送します。ただし、利用者が利用者証明書の受領を受取代理人に委任している場合は、受取代理人宛に「本人限定受取郵便(基本型)」で送付します。受取代理人は当該郵送物を開封することなく直ちに利用者に手渡さなければなりません。この場合、PIN は利用者本人の住民票の写し、住民票記載事項証明書又は、広域交付住民票に記載された利用者住所へ簡易書留にて郵送します。

## 第8条（証明書の受領確認）

1. 「本人限定受取郵便(基本型)」が到着した旨の連絡を郵便局から受けた利用者または受取代理人は、郵便局に出向き、本人確認書類を提示して「本人限定受取郵便(基本型)」(電子証明書格納媒体、PIN 及び「DIACERT-PLUS 電子証明書受領書」(以下、「受領書」という。))が同封されたものを受領します。ただし受取代理人が受領する場合、「本人限定受取郵便(基本型)」に PIN は同封されず、本認証局より利用者本人宛に、別途、簡易書留にて送付します。
2. 利用者は、利用者証明書を受領した場合には、直ちに指定された手順に従い、当該利用者証明書の記載内容を確認しなければなりません。
3. 受取代理人が受け取った場合には、受領した「本人限定受取郵便(基本型)」(電子証明書格納媒体及び受領書が同封されたもの)を開封せず、そのまま利用者本人に手渡さなければなりません。
4. 利用者は利用者証明書の記載内容を確認後、受領書に自身の氏名を記入し実印を押印して、本認証局の申込窓口へ返送しなければなりません。
5. 利用者は、交付された利用者証明書の内容に疑義がある場合は、本認証局から発送後 20 日以内に本認証局に対して連絡しなければなりません。この場合は受領書を本認証局に返送してはいけません。
6. 本認証局は、受領書を受取ることにより、利用者本人に利用者証明書と PIN が渡ったことを確認します。
7. 利用者は、本認証局が「本人限定受取郵便(基本型)」で発送後、20 日以内に受領書を本認証

局宛てに通知する必要があります。本認証局はこの期間内に受領の通知がなく、受領書を本認証局宛てに送付するよう利用者に督促後さらに 10 日を経過しても受領の通知がない場合は、利用者証明書の受領が行われなかったものとみなし、当該利用者証明書を失効させます。

## 第 9 条 (PIN の発行)

1. 本認証局は、利用者証明書を使用するための暗証番号である PIN を、電子証明書格納媒体とともに「本人限定受取郵便(基本型)」を使って利用者の住所に郵送します。利用者証明書の受取りを代理人に委任している場合、PIN は利用者の住所に「簡易書留」にて郵送します。
2. 利用者は、PIN を紛失したり、盗用されたりしないよう一切の管理義務を負うものとします。
3. 本認証局は紛失などした PIN の再発行を行うことはできません。本認証局で生成された PIN は、PIN 印字用封筒へ記載された後、認証設備等から完全に削除されます。
4. 利用者は以下の場合、利用者証明書の失効申請手続を行わなければなりません。また、利用者証明書が再度必要な場合は、利用者証明書の新規利用申込手続を行わなければなりません。
  - (1) PIN を紛失してしまった場合
  - (2) PIN の漏洩又は、そのおそれがある場合
  - (3) PIN が分からなくなった場合
  - (4) PIN の入力誤りで IC カードが利用できなくなった場合
5. 利用者証明書が IC カードに格納されている場合、15 回連続で入力を誤ると IC カードを利用することが出来なくなります。

## 第 10 条 (利用者証明書の有効期間)

1. 証明書の有効期間は、利用申込み内容に応じて、証明書の発行日から 1 年、2 年、3 年、もしくは 4 年 10 ヶ月のいずれかを選択できます。ただし有効期間満了日時は、発行日から選択した期間(1 年、2 年、3 年、もしくは 4 年 10 ヶ月)後の月末日の 23 時 59 分 59 秒までとなります。
2. 本認証局は、有効期間が満了する前の本認証局指定期日までに、有効期間が切れる旨の通知を利用者宛に行いますが、当該利用者証明書の自動更新及び自動継続は行いません。

## 第 11 条 (電子署名の検証)

利用者は、使用した自己の電子署名が、利用者証明書に記載されている公開鍵に対応する秘密鍵を用いて作成されたものであることが検証された場合には、その電子署名の真正性を否定できないものとします。

## 第 12 条（証明書の失効申請）

1. 利用者は、以下に定める事由が発生したときには、直ちに利用者証明書の失効を申請しなければなりません。
  - (1) 利用者証明書の記載事項が事実と異なる場合
  - (2) 利用者証明書の記載事項に変更が生じた場合（行政側の都合で市区町村合併が発生した場合にはこの限りではない）
  - (3) 電子証明書を紛失あるいは破損した場合
  - (4) 電子証明書の盗難あるいは不正使用などを知った場合
  - (5) PIN の紛失の場合
  - (6) PIN の漏洩による電子証明書の不正使用などを知った場合
  - (7) PIN の入力ミスで電子証明書が利用できなくなった場合
  - (8) 利用者秘密鍵の危殆化、又は危殆化のおそれがある場合
  - (9) 利用者証明書の利用を中止する場合
  - (10) 利用者が当該企業等に属さないこととなった場合
  - (11) 利用者が利用者証明書を利用して権限を行使することができなくなった場合
  - (12) その他、利用者が利用者証明書を失効させる必要があると判断した場合
2. 失効申請については本認証局所定の DIACERT-PLUS 失効申請書、失効依頼については本認証局所定の DIACERT-PLUS 失効依頼書を各々郵送のみにより受付けます。ただし、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、FAX でも受付けます。この場合、事後であっても、失効申請書もしくは失効依頼書と必要書類の提出は必ず必要となります。利用者が旧姓の電子証明書を発行していた場合は、失効申請書又は失効依頼書の利用者氏名には旧姓を記載する必要があります。

## 第 13 条（認証局による利用者証明書の失効）

本認証局は、以下に定める事由が発生したときには、利用者証明書を失効させる権限を有します。また、以下に定める事由により利用者が所属する企業等から失効の依頼があった場合、本認証局は失効依頼に基づいて同様に失効を行なうものとします。

- (1) IC カードを発送後、30 日を過ぎても受領書が返送されなかった場合
- (2) 利用者秘密鍵が危殆化、又は危殆化のおそれがある場合
- (3) 利用者証明書が不正使用された、もしくはその恐れがある場合
- (4) 利用者証明書の記載事項が事実と異なる場合
- (5) 本認証局の認証局秘密鍵が危殆化、又は危殆化のおそれがある場合
- (6) 利用者が CPS 及び本規約に違反した場合
- (7) 本認証局の責めに帰すべき事由により利用者証明書の誤発行等を行った場合

- (8) 本認証局業務を終了する場合
- (9) その他、本認証局が必要と判断した場合
- (10) 企業等から依頼を受けた場合(利用者が当該企業等に属さないこととなった)
- (11) 企業等から依頼を受けた場合  
(利用者が利用者証明書を利用して権限を行使することができなくなった)
- (12) 企業等から依頼を受けた場合(企業名又は、企業住所(本店)に変更が生じた)
- (13) 企業等から依頼を受けた場合(利用者が死亡した)
- (14) 企業等から依頼を受けた場合  
(その他、利用者証明書を失効させる必要があると判断した場合)

失効依頼については本認証局所定の DIACERT-PLUS 失効依頼書を各々郵送のみにより受付けます。ただし、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、FAX でも受付けます。この場合、事後であっても失効依頼書と必要書類の提出は必ず必要となります。

本認証局は、利用者証明書を失効させたときには、速やかに利用者又は企業等にこれを通知します。但し、利用者に通知することが不可能な場合には、この限りではありません。

#### 第14条 (本審査後の受取代理人申請の手続き)

利用者は、入院等のやむを得ない事情により利用者証明書を受け取れなくなった場合にのみ、利用申込書の審査後に受取代理人を申請することができるものとします。本申請は証明書が発行されてから、証明書の受領書が受領されるまでの期間、申し込むことができるものとします。また、本申請により、証明書の受領期限が延長されることはありません。

1. 利用申込者および受取代理人は、「DIACERT-PLUS 受取代理人申請書」(以下、「受取代理人申請書」という。)に必要事項を記入し、利用者本人が市区町村に登録した印鑑(以下、「実印」という。)と、受取代理人本人の実印を押印します。なお利用申込者の住所は、先に提出した利用申込書に記入した住所と一致していなければなりません。また、受取代理人の住所は、受取代理人の印鑑登録証明書記載の住所と一致していなければなりません。
2. 利用申込者は、CPS 及び本規約の内容を十分に理解し、CPS 及び本規約に同意しなければなりません。
3. 利用申込者は、本認証局が定める手続きに従い受取代理人申請書と共に受取代理人の印鑑登録証明書を同封して、本認証局の申込窓口への書類郵送、もしくは書類提出により、申請を行います。

#### 第 15 条 (本審査後の受取代理人審査)

1. 本認証局は、受理した書類を所定の手続に従い審査して、問題が無いことの確認をもって、受

取代理人へ利用者証明書を本人限定受取郵便(基本型)で発送します。また、PIN を利用者の現住所へ簡易書留で発送します。

2. 受理した書類に不備があった場合には、本認証局は、電話等の手段により利用申込者に問題点を通知します。利用申込者は、本認証局の要求に従い問題点を解決し、不備のあった書類を通知後 20 日以内に訂正あるいは再提出しなければなりません。

## 第 16 条 (企業等の義務)

利用者が利用者証明書の利用申込を行なうことに同意した企業等は、以下の義務を負うものとします。

- (1) 企業等は CPS 及び本規約に同意し、遵守しなければなりません。
- (2) 企業等は、原則として本サービスに係る費用の支払いを負担します。
- (3) 利用者証明書の失効申請について、利用者が失効申請をすべき時に失効申請できない場合は、企業等が本認証局に失効依頼を行なう義務を負うものとします。
- (4) 利用者の利用者証明書に記載されている事項が事実と異なることを発見した場合は、利用者証明書の使用を中止させ、本認証局に利用者証明書の失効依頼を行わなければなりません。

## 第 17 条 (失効情報の公開)

1. 本認証局は、失効した利用者証明書に関する情報を証明書失効リスト「Certification Revocation List」(以下、「CRL」という。)としてすみやかにリポジトリに掲載します。
2. 本認証局は、CRL を 24 時間ごとに更新します。

## 第 18 条 (失効後の秘密鍵の管理)

1. 利用者は、利用者証明書が失効された後も、利用者秘密鍵を適正に管理しなければならないものとします。
2. 第 1 項に定めた管理義務を怠ったことにより利用者が被った損害について、本認証局は、一切の責任を負わないものとします。

## 第 19 条 (認証局の保有する利用者情報の閲覧及び訂正)

利用者は、本認証局が保有する利用者についての情報の開示を求めることができる権利を有します。但し、本認証局は電子署名法第 11 条の要件に基づき、保管義務のある申請書類等の記録の保管義務があるため、訂正又は削除の要求には応じることができない。

## 第 20 条（個人情報の取扱い）

CPS 及び本規約において個人情報とは、特定の利用者を識別することができる情報をいいます。本認証局においては、利用者の個人情報について以下に掲げる事項に基づき取扱います。

1. 事業者の氏名または名称

三菱電機インフォメーションネットワーク株式会社 DIACERT-PLUS 認証局

2. 個人情報保護管理者

三菱電機インフォメーションネットワーク株式会社 コンプライアンス推進室室長

3. 個人情報の利用目的

本認証局は、利用者より提出される個人情報は、本サービスの用に供する以外は使用しません。また、本サービスに必要な範囲を越えて収集を行いません。

本認証局は、利用者から取得した個人情報を利用者の本人確認のための情報、利用者に対して当社が発行する電子証明書に記載する情報、ならびに利用者との契約、その他のための連絡先情報としてのみ利用いたします。

4. 個人情報の第三者提供

本認証局は、利用者から取得した個人情報は、法の要請による開示を除き、第三者に提供することはありません。

5. 個人情報の取扱いの委託

本認証局は、取得した個人情報の取扱いを委託することはありません。

6. 開示対象個人情報の開示等および問い合わせ窓口

本認証局は、利用者からの本認証局の申込窓口への開示申請書の提出により、当該利用者証明書の利用者であることを確認した上で本認証局が保有する次の情報を開示します。但し、本認証局は、情報を開示するにつき、開示に要する費用を請求することができます。

① 利用申込書ならびに添付書類の写し

② 利用者証明書の記載事項の写し

なお、本認証局は電子証明書の有効期間終了後 10 年間保管する義務があり、保管義務のある申請書類等の訂正又は削除、及び審査の結果電子証明書が発行できない場合の返却の要求には応じることができない場合があります。利用者が旧姓の電子証明書を発行していた場合は、開示申請書の利用者氏名には旧姓を記載する必要があります。

7. 個人情報を入力するにあたっての注意事項

本認証局に、電子証明書の利用申込を行なう場合、利用者のご連絡先欄の入力は任意となっています。ご連絡先欄の電話番号、FAX 番号、メールアドレス等を入力頂けなかった場合には、申込の不備等があった場合に連絡が取れなくなる場合があります。

8. 本人が容易に認識できない方法による個人情報の取得

本認証局では、利用者が当社ホームページ上に公開している申込書作成支援システムにて申込書を作成した場合には、その時点で入力された利用者の個人情報を取得して、利用者の本人確認のための情報として使用する場合があります。

9. 個人情報の安全管理措置

本認証局は施錠された場所に個人情報を記録した書類を保存することで、許可された者以外がアクセスできないような措置を講じ、個人情報への不正アクセスや漏洩を防止します。また、個人情報を記録したデータへのアクセスは、認証業務で許可された者に認証設備室への入室やコンピュータのアクセス権限を与えることにより不正アクセスを防止します。また、個人情報の取扱については全就業者を対象とし、各就業者の役割に応じた教育・訓練計画を策定し、教育・訓練を実施します。

**第 21 条 (法執行機関への情報開示)**

本認証局は、本認証局で取扱う情報に対し、法的根拠に基づいて情報を開示するように請求があった場合には、法の定めに従い、法執行機関へ情報を開示します。

**第 22 条 (利用者あるいは企業等の準備事項)**

利用者及び企業等は、自らの責任と負担において本サービスを利用するために必要な機器、ソフトウェア及び回線等の設備一式を準備するものとします。

**第 23 条 (法令に基づく告知事項)**

1. 本サービスは、電子署名法において主務大臣より「特定認証業務」の認定を受けたサービスであり、利用者は利用者証明書の利用申込みに際して正確な情報を本認証局に伝えなければなりません。虚偽の申込みをして、利用者について不実の証明をさせた者は電子署名法第 41 条によって罰せられます。
2. 利用者は、電子署名が自署や押印に相当する法的効果を認められ得るものであることを承知しなければなりません。利用者は、本サービスによって発行された利用者証明書に対応する秘密鍵とそれに対応する PIN を、十分に注意して管理し、秘匿し続けなければなりません。
3. 利用者は、発行された利用者証明書に対応する秘密鍵が危殆化又は、危殆化の恐れがある場合、本認証局に遅滞なく利用者証明書の失効申請を行わなければなりません。また、利用者証明書に記録されている事項に変更が生じた場合、もしくは利用者証明書の利用を中止する場合においても、遅滞なく利用者証明書の失効申請を行わなければなりません。
4. 電子署名法の認定制度における認定の対象となる利用者の属性は、氏名、住所、生年月日に限定されています。このため本認証局が発行する利用者証明書に記載されている利用者の氏名を除く属性(利用者の所属組織名、所属組織の住所等)の証明は、電子署名法における認定の対象外です。
5. 利用者証明書の有効期間は、利用申込み内容に応じて、利用者証明書の発行日から 1 年、2

年、3年、もしくは4年10ヶ月のいずれかを選択できます。ただし有効期間満了日時は、発行日から選択した期間(1年、2年、3年、もしくは4年10ヶ月)後の月末日の23時59分59秒までです。

6. 本条の1項ないし3項の各規定は、法令に基づく重要事項の説明に該当するものです。

## 第24条 (知的財産権)

利用者は、本サービスに関するマニュアル、CPS などについての著作権その他知的財産権など全ての権利が本認証局に留保されていることを承認するものとします。

## 第25条 (利用者及び企業等の損害賠償責任)

1. 利用者がCPS及び本規約で定める範囲以外の用途に利用者証明書を使用した結果生じたトラブルについては、利用者が一切の責任を負うものとします。当該トラブルにより本認証局及び署名検証者(利用者の電子証明書の情報に基づき、利用者の電子署名を検証する者(以下同じ))に損害を与えた場合、利用者が本認証局及び署名検証者に対し、損害賠償を行なうものとします。
2. 利用者がCPS及び本規約で定める失効申請を怠った結果生じたトラブルについては、利用者が一切の責任を負うものとします。当該トラブルにより本認証局及び署名検証者に損害を与えた場合、利用者が本認証局及び署名検証者に対し、損害賠償を行なうものとします。
3. 企業等が、CPS及び本規約に規定する失効に関する義務を履行しなかったことにより本認証局及び署名検証者が損害を被った場合、本認証局及び署名検証者は当該企業等に対し、当該損害の賠償を請求することができるものとします。

## 第26条 (本認証局の損害賠償責任)

1. 本認証局は、本認証局がCPS及び本規約に定める本認証局の責任に違反したことにより、利用者に損害を与えた場合には、その損害の賠償責任を負うものとします。但し、本認証局の責に帰すことができない事由から生じた損害及び逸失利益については、賠償責任を負わないものとします。
2. 本認証局が損害賠償責任を負う場合には、本認証局が現に受領した対価の合計額を超過しない範囲とします。
3. 具体的な賠償の方法については、問題発生ごとに利用者にも明示します。

## 第27条 (免責事項)

1. 本認証局は、利用者が第2条第3項で定める用途以外に利用者証明書を使用することに対し

て、一切の責任を負わないものとします。

2. 本認証局は、電子証明書格納媒体(ICカード)ならびに電子証明書格納媒体に格納されている利用者秘密鍵の盗難、不正使用などによって利用者が被った損害に対して、一切の責任を負わないものとします。
3. 本認証局は、利用者の PIN の盗難、不正使用などによって利用者が被った損害に対して、一切の責任を負わないものとします。
4. 本認証局は、証明書の失効申請ならびに失効依頼に対し、遅滞なく失効をおこなった場合、リポジトリへの CRL/ARL/fullCRL の公開前に発生した利用者の被害に対し、一切責任を負わないものとします。
5. 本認証局は、利用者が、利用者証明書を利用する際に発生したコンピュータシステムなどのハードウェアもしくはソフトウェアへの障害について、一切の賠償責任を負わないものとします。
6. 本認証局は、以下に定める事由による本サービスの全部または一部の停止によって利用者が被った損害については、一切の損害賠償責任を負わないものとします。
  - (1) 火災、停電など
  - (2) 地震、噴火、洪水、津波などの天災
  - (3) 戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議など
  - (4) 電気通信事業者が電気通信サービスを中断または停止した場合
  - (5) その他、運用上あるいは技術上、認証サービスの中断または停止が必要と判断した場合
7. 電子署名法の認定対象外となる属性情報が原因となって受けた利用者の損害について、本認証局は一切の賠償責任を負わないものとします。
8. 本認証局は、その他本認証局の責に帰すべきでない事由から生じた利用者の損害については、一切の損害賠償責任を負わないものとします。

## 第 28 条 (通知)

1. 本認証局は、本認証局から利用者への通知方法として、郵便、FAX、電子メールまたはホームページへの掲示など、本認証局が適当と判断した方法により行います。
2. 第 1 項に定める郵便による通知においては、当該郵便の消印を利用者への到達時とみなします。
3. 第 1 項に定める FAX による通知においては、当該 FAX を本認証局が送信し、送信できたことが確認できた時点とみなします。
4. 第 1 項に定める電子メールによる通知においては、当該電子メールを本認証局の運営要員が送信し、送信できたことが確認できた時点とみなします。
5. 第 1 項に定めるホームページへの掲示による通知においては、当該掲示の掲載日を利用者への到達時とみなします。

### 第 29 条（譲渡の禁止）

利用者は、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡することができないものとします。

### 第 30 条（認証サービスの変更）

本認証局は本サービスの全部または一部を変更することができます。

利用者や署名検証者への変更通知は、本サービスの仕様を変更後、速やかに CPS をリポジトリにて公開することにより、実施されたものとします。

### 第 31 条（認証サービスの廃止）

1. 本認証局は、本サービスを廃止することができるものとします。
2. 本認証局は本サービスを廃止する場合、利用者に対し、廃止日の 60 日前迄に書面で通知すると共にリポジトリで公開します。
3. 本認証局は、廃止日をもって、利用者の利用者証明書を失効させます。

### 第 32 条（管轄裁判所）

利用者と本認証局との間に訴訟や法的行為が起こる場合、東京地方裁判所を管轄裁判所とします。

以上